

人権週間

講演と映画の
つどい



講師 渡部 陽一さん
(戦場カメラマン、ジャーナリスト)

2025年 12月3日 水

開演 13:00 (開場 12:30)

終演 16:30予定 ※オンラインは13:00～14:10予定

むりあし 小ホール

事前申込制
定員500名
詳しくは
申込方法欄参照

実現しよう 平和で心ゆたかな人間尊重社会
人権尊重都市宣言のまち 品川区

主催 品川区

問合せ 人権・ジェンダー平等推進課
TEL 03-3763-5391 FAX 03-3768-5092

どこにでもある毎日の暮らし。昭和20年、広島・呉。
わたしは ここで 生きている。

この世界の片隅に



© 2019 こうの史代・コアミックス / 「この世界の片隅に」製作委員会

ストーリー

すずは、広島市江波で生まれた画が得意な少女。昭和19(1944)年、20キロ離れた町・呉に嫁ぎ18歳で一家の主婦となったすずは、あらゆるものが欠乏していく中で、日々の食卓を作り出すために工夫を凝らす。だが、戦争は進み、日本海軍の根拠地だった呉は、幾度も空襲に襲われる。すずが大事に思っていた身近なものが奪われてゆく。それでもなお、毎日を築くすずの営みは終わらない。そして、昭和20(1945)年の夏がやってきた――。

●声の出演：のん

細谷佳正 稲葉菜月 尾身美詞
小野大輔 潘めぐみ 岩井七世 / 澁谷天外

●監督・脚本：片渕須直

●原作：この史代『この世界の片隅に』(双葉社刊)

アニメーション制作：MAPPA

製作統括：GENCO

配給：東京テアトル

<東京テアトル創立70周年記念作品>

締切日 2025年11月12日(水) 必着

会場での参加をご希望の方 ※応募者多数の場合、抽選

全席座席指定となります。自由席、当日のキャンセル待ちはございません。

■お申込方法

①品川区電子申請サービスからの申込み

品川区電子申請サービスホームページ内の「人権週間講演と映画のつどい」ページより案内に従ってお申込みください。

②往復はがきでの申込み

往復はがきに、郵便番号・住所・電話番号・参加者の氏名(ふりがな)を明記し、宛先までお申込み下さい。はがき1枚につき1名までのお申し込みとさせていただきます(託児はございません)。

■介助が必要な方へ

当日は手話通訳および字幕の投影を行います。ご希望の方は「手話・字幕希望」と記載をお願いします。また、車いすをご利用の方につきましても、「車いす利用」と記載をお願いします。

なお、介助者のご参加が必要な場合は「介助者あり」と明記の上、介助者の郵便番号・住所・電話番号・氏名・ふりがなを記載してください。

往信(表)	返信(裏)	返信(表)	往信(裏)
85円 140-0013 品川区南大井3-7-10 品川区人権・ジェンダー平等推進課宛	こちらには記入しないでください	85円 郵便番号 住所 電話番号 氏名(ふりがな) 「手話通訳希望」等 「車いす利用」等 「介助が必要な方」 介助者の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号	つどい申込み ●郵便番号 ●住所 ●電話番号 ●氏名(ふりがな) ●「手話通訳希望」等 ●「車いす利用」等 ●「介助が必要な方」 介助者の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号

注意事項

11月12日〆切後、抽選次第、結果をご通知します。(11月21日発送予定)

※鉛筆・消えるボールペンのご使用はおやめください。

※お申込みいただいた個人情報、本事業の実施以外に使用することはありません。

※講演の録音・撮影はご遠慮ください。

宛先 〒140-0013 品川区南大井3-7-10
品川区人権・ジェンダー平等推進課 あて

オンラインでの参加をご希望の方

※応募者多数の場合、抽選 ※オンライン参加は、映画の上映はありません

■お申込方法

品川区電子申請サービスホームページ内の「人権週間講演と映画のつどい」ページより案内に従ってお申込みください。

■締切

11月28日(金)

■アーカイブ配信について

オンライン参加で、申込時に希望された方向けにアーカイブ配信を行います。配信期間は12月8日(月)から22日(月)を予定しています。

■注意事項

講演の録音撮影はご遠慮ください。

問合せ 人権・ジェンダー平等推進課
TEL 03-3763-5391 FAX 03-3768-5092

演題

世界からの メッセージ ～平和と命の大切さ～



講師 渡部 陽一さん
(戦場カメラマン、ジャーナリスト)

プロフィール

学生時代から世界の紛争地域を専門に取材を続ける。戦場の悲劇、そこで暮らす人々の生きた声に耳を傾け、極限の状況に立たされる家族の絆を見据える。イラク戦争では米軍従軍（EMBED）取材を経験。これまでの主な取材地はイラク戦争のほカルワンダ内戦、コソボ紛争、チェチェン紛争、ソマリア内戦、アフガニスタン紛争、コロンビア左翼ゲリラ解放戦線、スーダン、ダルフール紛争、パレスティナ紛争など。

23区唯一の人権宣言『人権尊重都市品川宣言』が 制定32周年を迎えました。

1993（平成5）年4月28日、品川区は23区で唯一の「人権尊重都市品川」を宣言しました。この間、平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現を目指し、この宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。

しかしながら、被差別部落出身者への差別、児童・高齢者・障害者への虐待や、DV（配偶者・パートナーによる暴力）、インターネットでの差別書き込み、外国人に対するヘイトスピーチ、差別落書きの発見、差別はがきの送付など、未だに人権に関わる事件が起きています。

区では、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現するため、性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、多様性を認め合う意識づくりを推進し、差別のない平和で心ゆたかな共生社会を実現するための様々な啓発事業を、引き続き行ってまいります。

これを機会に、改めて人権の大切さについて考えてみませんか。

『人権尊重都市品川宣言』

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の实情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき

部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することここに誓う

一九九三（平成五）年四月二十八日



しあわせ
多彩区